

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民文化部 文化スポーツ振興課 文化振興担当	
許 認 可 等 名	徳島ガラススタジオの施設等の利用の承諾	
根 拠 法 令	徳島ガラススタジオ条例	
根 拠 条 項	第6条第1項	
連 絡 先	公益財団法人徳島市文化振興公社 徳島ガラススタジオ（電話669-1195）	
審 査 基 準	基 準	次の各号のいずれかに該当する場合は利用の承諾をしない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) ガラススタジオの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) その他公益上又は管理上適当でないとき。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 （設定しないものについてはその理由）	総日数 即日（休日を除く）
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）

審查基準

基 準